

盛岡広域振興局長告示第58号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

平成24年6月8日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

位置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
岩手郡岩手町大字五日市第11地割6番80	33.29	4.00～8.00	平成24年5月17日

備考 関係図書は、盛岡広域振興局土木部及び岩手町役場に備えておいて縦覧に供する。